

新濃尾（二期）地区 現場技術その3業務

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容	備考																		
(適用範囲) 第1条 (目的) 第2条 (履行確実性評価の 達成状況の確認) 第3条 (管理技術者) 第4条	新濃尾（二期）地区 現場技術その3業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1監督支援型による業務である。 本業務は、新濃尾農地防災事業の実施における工事の監督、関係機関との協議等にかかる資料の作成補助（現場技術業務）を行うものである。 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に表示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備 等 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大卒18年・高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>部 門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td><td>総合技術監理部門 農業部門</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業土木 農業農村工学</td></tr> <tr> <td>1級土木施工管理技士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	部 門	選択科目	技術士	総合技術監理部門 農業部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業土木 農業農村工学	1級土木施工管理技士			農業土木技術管理士			博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	部 門	選択科目																		
技術士	総合技術監理部門 農業部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業土木 農業農村工学																		
1級土木施工管理技士																				
農業土木技術管理士																				
博士	業務に該当する部門																			
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																			

項 目	内 容		備考
(現場技術員) 第 5 条	現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。		
	技術者区分	資 格	
	現場技術員（C）	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業農村工学）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ・1 級又は 2 級土木施工管理技士 ・大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実績を有する者。	
(配置技術者の確認) 第 6 条	共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 （１）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 （２）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。		
(保険加入) 第 7 条	受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		
(適用する図書) 第 8 条	本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。 （１）土木工事等の契約図書 （２）関係機関との協議資料		
(工事の概要) 第 9 条	業務を行う工事の概要は、次表のとおりである。		
	工 事 名	工事場所	工 期
	新木津用水路春日井高山工区(その 2)改修工事	愛知県春日井市高山地内	令和 5 年 8 月～ 令和 8 年 3 月
	新木津用水路春日井上田楽工区（その 1-1）改修工事（仮称）	愛知県春日井市上田楽地内	令和 6 年 7 月～ 令和 8 年 3 月（予定）
	新木津用水路小牧東田中工区（その 4-2）改修工事（仮称）	愛知県小牧市東田中地内	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 5 月（予定）
	新木津用水路小牧東田中工区(その 7)改修工事（仮称）	愛知県小牧市東田中地内	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 5 月（予定）
	新木津用水路小牧岩崎工区その 4 工事（仮称）	愛知県小牧市岩崎地内	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 3 月（予定）
			工種・概略数量等
			排水路改修 L=206m
			排水路改修 L=193m
			排水路改修 L=157m
			排水路改修 L=108m
			排水路改修 L=56m

項 目	内 容				備考
	工 事 名	工事場所	工 期	工種・概略数量等	
	新木津用水路春日井市田岩野工区その 1 工事（仮称）	愛知県春日井市大手、高山地内	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 3 月（予定）	排水路改修 L=37m	
	新木津用水路小牧岩崎工区その 10 工事（仮称）	愛知県小牧市岩崎地内	令和 6 年 7 月～ 令和 7 年 3 月（予定）	排水路改修 L=42m	
（業務の内容） 第 10 条	本業務に従事する現場技術員の業務内容は次のとおりとする。 （１）積算に関する業務 工事の積算に関する参考資料等の作成補助 （２）監督に関する業務補助 施工計画の検討 工程管理の点検 出来形管理及び品質管理の確認 設計変更に関する調査及び資料等の確認 工事施工に関する資料等の作成 工事施工に関する立会、観察、測定 （３）関係機関との協議に関する業務 関係機関との対外協議に係る参考資料等の作成補助 （４）その他上記に準ずる事項				
（業務場所） 第 11 条	業務場所は、新濃尾農地防災事業所小牧分室内及び新木津用水路を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。				
（履行期間） 第 12 条	業務期間は次のとおりとする。 令和 6 年 4 月 15 日～令和 7 年 3 月 24 日				
（作業上の留意事項） 第 13 条	（１）通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。 （２）本業務の履行においては、パソコンにより文書、表計算及び図面を作成することから、これらについては受注者にて用意するものとする。 なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。 業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。 （３）その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。 （４）受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。 なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。 （５）前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。				

項 目	内 容	備考
(情報共有システム) 第 14 条	(6) 現場技術員の服装は、業務にあった軽快な作業服とし、派手なものは避けなければならない。 (7) 本業務の履行における安全、その他の規律については関係法令を厳守しなければならない。 (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産 Web サイト参照) によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
(打合せ) 第 15 条	共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。	
(成果物) 第 16 条	成果物の提出は次のとおりとする。 (1) 業務実施報告書 1 式 (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式 (3) その他必要な資料 1 式	
(成果物の提出先) 第 17 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県小牧市堀の内 3 丁目 71 番地 東海農政局新濃尾農地防災事業所小牧分室	
(契約変更) 第 18 条	業務請負契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 9 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。 (2) 第 10 条に示す「業務の内容」に変更が生じた場合。 (3) 第 11 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。 (4) 第 12 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。 (5) 第 15 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (6) 第 16 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (7) その他	
(定めなき事項) 第 19 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

